

魚沼市指定給水装置工事事業者 更新申請のご案内

令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されました。

指定の有効期間が5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

従前の制度で指定を受けた事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期間が異なります。

【更新申請に必要な書類】

申請時に持参いただくもの	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1号)	○	○	両面とも記入してください。
機械器具調書(別紙)	○	○	
誓約書(様式第2号)	○	○	
定款又は寄附行為	○	—	余白に代表者の原本証明を記載してください。
登記事項証明書又は登記簿謄本	○	—	
住民票	—	○	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)	○	○	
給水装置工事主任技術者の免状(写し)又は技術者証(写し)	○	○	
指定給水装置工事事業者証(旧)	○	○	
指定更新時確認書	○	○	

【更新手続き】

指定の有効期間満了日前に、魚沼市ガス水道局から更新手続きのご案内を送付します。

※登録してある所在地に送付しますので、住所変更は随時提出してください。

【更新手数料】

10,000円

【指定の基準】

①事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

②次に定める機械器具を有する者であること。

- ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

- ・水圧テストポンプ

③次のいずれにも該当しない者であること。

- ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として水道法施行規則で定める者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

【申請及びお問合せ先】

魚沼市ガス水道局業務課営業係

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島 788 番地

TEL 025-792-1118

FAX 025-792-1119

メール gyomu@city.uonuma.lg.jp